



清稜監査法人  
Seiryō Audit Corporation

# 会計・監査情報

平成23年9月12日発行

## 平成23年9月第2四半期 決算のポイント

会計・監査情報No3では、平成23年6月第1四半期での四半期報告書の簡素化について述べましたが、本稿では、第1・3四半期と比較して平成23年9月第2四半期での開示のポイントを解説します。

### 1. 非財務情報の開示

非財務情報に関して、第1・3四半期の開示に追加して第2四半期で開示しなければならない項目は以下のとおりです。

#### (1) 「第1 企業の概況」及び「第2 事業の状況」について

| 項目                          | 内容   |
|-----------------------------|--|
| 主要な経営指標等の推移                 | 「営業活動、投資活動、財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高」の記載をすることとなります。<br>四半期連結累計期間のみの四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成している場合でも、四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を追加的な表を用いて記載することとなります。 |
| 財政状態、経営成績、及びキャッシュ・フローの状況の分析 | キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容を記載することとなります。   |

#### (2) 「第3 提出会社の状況」について

| 項目       | 内容           |
|----------|--------------|
| 1 株式等の状況 |              |
| 大株主の状況   | 記載する必要があります。 |

### 2. 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

- 第1四半期及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成は省略することができますが、第2四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は必ず作成する必要があります。
- 四半期連結キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記しなければなりません。

### 3. 注記事項

#### (1) 販売費及び一般管理費

販売費の科目もしくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目で一括掲記している場合、第1四半期及び第3四半期連結累計期間並びに四半期連結会計期間においては、販売費及び一般管理費の費目及びその金額については注記を要しませんが、第2四半期連結累計期間においては、引当金繰入額及び販売費及び一般管理費の合計額の100分の20を超える費用を注記する必要があります。

#### (2) 金融商品関係

第1四半期及び第3四半期連結会計期間においては、金融機関等以外は金融商品関係の注

記を省略することができますが、第2四半期連結会計期間においては、金融商品に関する科目の四半期連結貸借対照表計上額が前連結会計年度末日と比較して著しい変動がある場合は、金融商品関係の注記をする必要があります。

(3) 有価証券関係

第1四半期及び第3四半期連結会計期間においては、金融機関等以外は有価証券関係の注記を省略することができますが、第2四半期連結会計期間においては、有価証券の四半期連結貸借対照表計上額が前連結会計年度末日と比較して著しい変動がある場合は、有価証券関係の注記をする必要があります。

(4) デリバティブ取引関係

第1四半期及び第3四半期連結会計期間においては、金融機関等以外はデリバティブ取引関係の注記を省略することができますが、第2四半期連結会計期間においては、当該取引の契約額等の金額が前連結会計年度末日と比較して著しい変動がある場合は、デリバティブ取引関係の注記をする必要があります。

**監査基準委員会報告書の改訂(重要性概念)**

日本公認会計士協会からの監査基準委員会報告書の全面的な改訂に伴い、監査上における重要性に係る概念についても整理がなされました。当該委員会報告書については、現時点ではまだ発効・適用がされておきませんが、近日中に発効・適用されることが予想されます。

(1) 日本の会計が国際会計基準に歩調を合わせることと並行して、監査においても、日本の監査は国際監査基準に歩調を合わせています。

そして、監査手続を行う上での指針となる監査基準委員会報告書についても、従来のものを廃止し、国際監査基準に整合した新たなものを発効するという流れがあります。

この点、監査における基本的概念である重要性の概念についても、新たな監査基準委員会報告書で取り扱われています。

以下、現時点ではまだ発効・適用がされておきませんが、近日中に発効・適用されることが予想される重要性の概念に係る監査基準委員会報告書の概要を記載します。

(2) ○ 関連する監査基準委員会報告書

- ・ 監査の計画及び実施における重要性  
(監査基準委員会報告書第42号)  
→財務諸表監査の計画及び実施における重要性の適用に関する実務上の指針
- ・ 監査の過程で識別した虚偽表示の評価  
(監査基準委員会報告書第43号)  
→識別した虚偽表示が監査に与える影響と、未修正の虚偽表示が財務諸表に与える影響を評価する際の実務上の指針

○ 監査人は、監査における重要性として①～③を設定する。

- ① 重要性の基準値 … 財務諸表全体において重要であると判断する虚偽表示の金額。
- ② 手続実施上の重要性 … 重要性の基準値より小さい金額として決定される、勘定や取引ごとにおいて重要であると判断する虚偽表示の金額。
- ③ 明らかに僅少な虚偽表示と想定する金額 … 個別にも集計しても、金額、内容又は状況のいずれにおいても、明らかに些細と判断できる虚偽表示の金額。

○ さらに、企業の特定の状況において、以下の重要性を設定する。

- ・ 特定の取引種類、勘定残高又は開示等に対する重要性の基準値及び手続実施上の重要性(特定の重要性)  
→特定の取引種類、勘定残高又は開示等に関する虚偽表示が重要性の基準値を

下回る場合でも、財務諸表利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に限り設定される。

特定の取引種類、勘定残高等とは、関連当事者取引や、別個に開示され注目されている特定の情報(例えば、新たに買収した事業の開示が要される場合のその情報)等が該当する。

(3) 「グループ監査(監査基準委員会報告書41号)」との関連

現時点では発効・適用されていない「グループ監査(監査基準委員会報告書41号)」においても、上記で記述した重要性の概念がベースにあります。

○ グループ監査における重要性

- ① 連結財務諸表全体としての重要性の基準値の決定
- ② 構成単位(子会社・支店等)の重要性の基準値の決定  
→全体としての重要性の基準値を配分する
- ③ ②の重要性の基準値に基づいた手続実施上の重要性の決定
- ④ 虚偽表示がそれを超えると連結財務諸表にとって明らかに僅少であるとみなすことができない金額の基準の決定
- ⑤ 特定の取引種類、勘定残高又は開示に対する重要性の基準値及び手続実施上の重要性の決定(特定の重要性)

**IFRSの基礎**

IFRSの根底には、①原則主義、②公正価値、③包括利益という3つの考え方があると言われています。今回は、このうち③包括利益の考え方について解説したいと思います。

**包括利益～純資産の増減を示す利益重視へ**

IFRS3つの考え方のうち最後にお話するのは、前回のテーマである②公正価値とも連動しますが、③「包括利益」重視の姿勢です。これは、これまでの損益計算書上の利益ではなく、貸借対照表上の純資産の増減を示す「包括利益」をもって、企業活動の成果を把握しようとする考え方です。

これまで日本では、営業上の取引を中心としたいわゆる本業による儲け、すなわち、損益計算書上の利益が重視されてきました。しかし、昨今においては、地代・家賃の考えや、リースの活用をはじめとした資金の用途、リストラや事業撤退、M&Aなどといった、いわゆる本業そのものではない企業活動も、通常の企業活動における企業戦略・施策の重要な手段として捉えられるようになってきています。その結果、本業以外の活動による成果についての開示も本業と同様に重視すべきであると考えられるようになってきました。

そこで、「企業活動は、必ずしも本業と本業以外の活動とを明確に切り離すことは出来ず、従って、それら両方の活動を含めて『会社の純資産をどれだけ伸ばすことができたのか』という企業全体の活動を通じた純資産の変動こそが会社の成績である」という上記の考えに基づき、IFRSでは、会社の資産上で公正価値が変動する全てが企業活動の結果としての成績として示されるべき、という視点に立っています。

具体的には、新たに設けられた「包括利益計算書」上で、収益から費用を差し引いて当期利益を算出した後に、その他包括利益を加算することで、包括利益を算出します。ここで、その他包括利益は、従来は利益の構成要素に含まれていなかった純資産価値の増減を含んでいます。例えば、為替換算調整勘定、繰延ヘッジ損益、投資有価証券にかかる評価差額などがその他包括利益として計上されます。

IFRSの適用は、日本の財務報告が損益計算書(P/L)重視から貸借対照表(B/S)重視へと大きく

転換することを意味します。資産を取得時の価格で評価する「取得原価主義」による会計基準から、貸借対照表を公正価値で評価する「時価主義」とも言える会計基準に変わることになります。

## 内部統制報告制度に関する事例集

平成23年3月31日付で、金融庁総務企画局より「内部統制報告制度に関する事例集～中堅・中小上場企業等における効率的な内部統制報告実務に向けて～」が公表されました

### ・事例集の内容Ⅱ

今回は、前回から引き続き事例集の内容を解説します。

#### (1) (事例2-2) 決算・財務報告プロセスの評価方法

##### 【概要】

全社的な観点で評価することが適切と考えられる決算・財務報告プロセスに係る内部統制の運用状況の評価について、親会社のみを対象に実施。

##### 【事例の解説】

親会社の重要性が高い場合に、運用評価を親会社に対してのみ実施し、子会社における決算・財務報告プロセスの評価は、整備状況のみで足りるとされていますが、これは、全ての子会社に対して共通の方針や手続が確立されていることが前提となります。

#### (2) (事例3-1) 評価対象業務プロセスの削減

##### 【概要】

重要な事業拠点における事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスのうち、評価対象となるプロセス数を以下の方法で削減。

(1) 新たな業務取引: 取引開始時に既存の業務フローの利用を検討

(2) 既存の取引: 複数の業務プロセスを合わせて一つの業務プロセスとすることを検討

##### 【事例の解説】

業務が共通になるわけではないものの、証憑等を共通化することにより、統制すべきポイントの均質化を図ることが可能となり、財務報告に係る内部統制として必要なポイントが共通化されることで業務プロセスが異なっても評価すべき内部統制を共通化可能とする余地が生まれます。さらに業務プロセスを簡素化することで評価を効率化することが可能となり、また各業務プロセスの責任者を指名することによって責任の所在が明確になることによって評価の効率化が期待されます。

#### (3) (事例3-6) 業務プロセスにおけるサンプリングの範囲

##### 【概要】

全社的な内部統制の評価結果が有効であることを確認したうえ、サンプリングの範囲を縮小。

##### 【事例の解説】

①全社的な内部統制が有効であり、店舗間の内部統制のデザインが異なること。②店舗における内部統制の整備状況が有効であること。の2つの要件を満たしている場合には、運用評価については3年間で全店舗を網羅するようにサンプル対象とする店舗を決定し、また、選定された店舗であっても1つの評価項目に対し画一的に25件のサンプルを抽出するのではなく、拠点の規模等を勘案し差を設けることが示唆されています。

#### (4) (事例3-7) 業務プロセスにおけるサンプリング方法

##### 【概要】

経営者は金額的多額の取引をサンプル抽出し、業務プロセスに係る内部統制の運用状況の評価を実施した。サンプル数は、1プロセスにつき、〇件ずつ(監査人は25件)とした。

##### 【事例の解説】

会社によるサンプリング方法と監査人によるサンプリング方法が異なるため、予め経営者のサンプルを監査人が利用しないことを前提としています。結果として、経営者が無作為抽出を行う工数を削減することができています。